

船舶事故等調査報告書

平成22年9月30日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009横第256号
事故等種類	沈没
発生日時	不明（平成21年10月8日11時00分ごろ、本船の沈没を確認した。）
発生場所	神奈川県葉山町葉山港（新港） 葉山港A防波堤灯台から真方位138° 150m付近 （概位 北緯35° 17.0′ 東経139° 34.0′）
事故等調査の経過	平成21年10月16日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）を指名した。
事実情報	
船種船名、総トン数	モーターボート ラ・キュメラ、19トン
船舶番号、船舶所有者等	235-17216神奈川、株式会社スポーツトラスト
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	船体左舷外板に破口、機関、電気系統、航海計器等に濡れ損
事故等の経過	<p>本船は、台風第18号の接近に備え、葉山港（新港）の南部に設置された楕形のポンツーンに船首を東方に向けて入船左舷着けとした。</p> <p>船長の会社の社員が、フォアラインとしてロープ6本を前方のコンクリート製護岸及びポンツーンに、スタンラインとしてロープ2本を後方の海底に這わせてあるアンカーチェーンに、プレストラインとしてロープ3本を左方のポンツーンにそれぞれ繋いだ状態で本船を係留した。</p> <p>台風第18号の通過後、本船が沈没しているのが確認された。</p>
気象・海象	<p>気象： 10月8日07時00分～11時00分の観測値は、次のとおりであった。</p> <p>天気 雨のち曇り、風向 南から南西に変化、風速 10.0～18.3m/s、最大瞬間風速 19.5m/s（07時29分）</p> <p>海象： 事故当時の潮汐は、次のとおりであった。</p> <p>高潮時刻 07時22分、潮高 142cm 低潮時刻 12時44分、潮高 87cm</p> <p>10月8日09時00分における相模湾沿岸の波高 約7m、なお、石廊崎沿岸波浪計では、07時00分に有義波高約10.50m、有義波周期約14.5sが観測された。</p> <p>葉山港（新港）における観測情報：</p> <p>事故当時の気象及び海象は、天気 曇りときどき雨、風向 南西、風速 平均約22～23m/s、最大瞬間風速 約32m/s（08時30分ごろ）で、07時ごろから強風となり、南西からの波が10時ごろまで港の南西側にあるA防波堤を越えて港内に流れ込んだほか、07時30分～08時30分の間に約3回港内の海面がポンツーンの係留杭頂部まで上昇した。</p> <p>警報及び注意報： 横浜地方気象台は、神奈川県三浦半島地域に対し、10月7日10時00分大雨、強風及び波浪注意報を発表し、翌8日02</p>

	<p>時42分大雨、暴風、波浪等の各警報及び高潮等の各注意報に切り替えた。</p>	
<p>その他の事項</p>	<p>葉山港（新港）は、陸岸から北西方に伸びるA防波堤と陸岸から南西方に伸びる防波堤とで港口を形成し、北西方に向けて開口している。</p> <p>A防波堤は、略最低低潮面からの高さが約7m、幅約8mで、外側に箱状の消波ブロックがある。</p> <p>本船係留場所付近の損害状況は、次のとおりであった。</p> <p>(1) フォアラインをとっていたコンクリート製護岸（海面からの高さ約1.7m）の金属製手すり（高さ約1.2m）が折れ曲がっていた。</p> <p>(2) ブレストラインをとっていた左舷側のポンツーンが基部約11mを残し、流出していた。</p> <p>台風第18号の接近時、葉山港（新港）では、本船ほか1隻の船が沈没したが、両船とも、南側ポンツーンの港口側の屈曲部に入船左舷着けで係留されており、強い風浪を右舷後方から受ける状態であった。</p> <p>葉山港（新港）では、北側ポンツーンよりも南側ポンツーンの被害が大きく、南側ポンツーンでも港口側、屈曲部に被害が集中していた。</p> <p>流出した左舷側ポンツーンに設置されていた2個のクリートの位置と本船の破口部分の位置が一致した。</p> <p>左舷側ポンツーンは、基部が固定され、先端部は、浮体上に浮かぶ片吊り方式の栈橋であるが、破損箇所は、上から強い力が作用して破損したような状況が見られた。</p> <p>本船沈没時の状況を目撃した者はいなかった。</p> <p>本船は、10月14日に陸揚げ、解体された。</p>	
<p>分析</p>	<p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>なし</p> <p>なし</p> <p>あり</p> <p>本船は、葉山港（新港）内で係留中、台風の接近に伴い、波浪が防波堤を越える状況となって船体が移動し、ポンツーンなどに衝突して左舷外板に破口を生じ、海水が船内に流入して浮力を失い、沈没したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、台風接近に備えて葉山港（新港）内で係留中、波浪が防波堤を越える状況となって船体が移動したため、ポンツーンなどに衝突して左舷外板に破口を生じ、船内に海水が流入して浮力を失ったことにより発生したものと考えられる。</p>	